

別紙第2

相模原市新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）別表第1の対象経費に記載する経費のうち、「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の取扱いは、以下のとおりとする。

（補助対象）

第1条 補助対象は、要綱第2条第6号に規定する高齢者施設等のうち、次に掲げるいずれにも該当するものとする。

- （1）新型コロナウイルス感染症に利用者が罹患したこと。
- （2）病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養することとなったこと。
- （3）保健所の指示等に基づき、施設内療養時の対応の手引きを参考に、感染対策の徹底、療養の質及び体制の確保等を実施したこと。

（補助対象経費の内容）

第2条 補助対象経費の内容は、施設内療養を行う場合に発生する、通常のサービス提供では想定されない次に掲げる対応等を必要な体制を確保しつつ行うことに伴う追加的な手間について、療養者毎に要するかかり増し経費とする。

- （1）必要な感染予防策を講じた上でのサービス提供
- （2）ゾーニング（区域をわける）の実施
- （3）コホーティング（隔離）の実施、担当職員を分ける等の勤務調整
- （4）状態の急変に備えた・日常的な入所者の健康観察
- （5）症状に変化があった場合等の保健所等への連絡・報告フローの確認

（追加補助対象経費）

第3条 第1条に定める補助対象が、前条第1号から第5号に掲げる対応等を行う場合に、次に掲げるいずれにも該当する日に発生した療養者毎に要するかかり増し経費は、前条に定める補助対象経費とは別に追加補助対象経費として定める。
なお、第2号に定める施設内療養者は発症後15日以内の者とする。

- （1）令和4年1月9日以降において、補助対象が所在する区域が、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置（以下「緊急事態措置等」という。）を実施すべき区域とされていること。

(2) 補助対象のうち、定員29人以下の高齢者施設等（以下「小規模施設等」という。）にあつては施設内療養者が同一日に2人以上、定員30人以上の高齢者施設等（以下「大規模施設等」という。）にあつては施設内療養者が同一日に5人以上いること。

2 前項第1号の規定にかかわらず、令和4年3月22日から令和4年4月30日においては、緊急事態措置等を実施すべき区域から除外されている場合であっても、要件を満たすものとする。

（補助の要件）

第4条 補助の要件は、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 保健所に入所者の入院を依頼したが、病床ひっ迫等により、保健所等から入所継続の指示があつた場合など、やむを得ず施設内療養することとなつたこと。

(2) 保健所の指示等に基づき、必要な体制を確保しつつ、施設内療養時の対応の手引きを参考に、第2条第1号から第5号に掲げる対応等を実施したこと。

（補助の上限額）

第5条 第2条に定める補助対象経費について、施設内療養者一人あたりの補助上限額は15万円を限度とする。ただし、15日以内に入院した場合は、発症日から入院までの施設内での療養日数に応じ、一人あたり一日1万円を補助する。

2 第3条に定める追加補助対象経費については、前項に定める補助対象経費に加え、施設内療養者一人あたり一日1万円を補助する。ただし、一人あたりの補助上限額は15万円を限度とする。

3 前2項において、補助上限額は別表1の補助単価の範囲内とし、前項については、小規模施設等は1施設あたり200万円、大規模施設等は1施設あたり500万円を補助上限額とする。